

## 日本労働年鑑 第59集 1989年版

The Labour Year Book of Japan 1989

## 第二部 経営労務と労使関係

## I 経営者団体の動向

## 4 社会保障への対応

## 老人保健制度の適正化・見直しを主張

日経連は、従来から、老人保健制度が健康保険組合の財政に与える負担を批判してきた。しかし、財界の反対にもかかわらず、老人保健制度の加入者按分率は、八九年度まで九〇%、九〇年度からは一〇〇%と引き上げが決まっている。そのため、組合健保の財政は悪化しており、日経連はこれにたいし、診療報酬の支払い方式の変更と定率負担方式(現在は定額)を主張してきた。日経連は、七月一九日の関経連をふくむ経済五団体の会長による「行革推進五人委員会」でもこの主張を繰り返した(『日経連タイムス』八八年七月二一日付)。

また、『日経連タイムス』の「主張」欄では、組合健保の付加給付に「コペルニクス的大転回」をおこない、「財源の使途を加入者のいっそうの健康維持・増進の諸施策の方へ傾斜させることもぜひ必要になる」と訴えた(八八年三月三日付)。

## 年金の支給開始六五歳はやむなし

政府は社会保障ビジョンを発表し、公的年金の支給開始を段階的に六五歳に引き上げる計画を明らかにした。日経連は、これにたいし、「年金財政の長期的安定を図り、活力ある健全な福祉社会を築くためには、年金の支給開始年齢を六五歳へ引き上げることにはやむを得ないように思われる」と賛成したが、他方、六五歳定年制を年齢引き上げの前提とすることには反対した。そして、「近く高年齢者雇用のあり方について具体的検討に着手する予定である」とした(『日経連タイムス』八八年十一月一〇日付)。

## 企業年金に税優遇措置の導入を要望

日経連は、高齢化社会の進行にともなって企業年金のはたす役割が大きくなるため、そのさらなる育成・普及のために税制上の優遇措置が必要であるとして、四項目の要望を政府におこなった。すなわち、(1)税制適格年金に現在課せられている特別法人税は、厚生年金基金と同じ扱いにすべきである、(2)退職年金は退職一時金に比べると税制上不利になるが、これを改めること、(3)税制適格年金の従業員拠出の掛金の控除限度額を引き上げること、(4)個人年金の育成のため、保険料支払いの控除限度額を引き上げ、個人年金信託については一定の要件を満たせば(本人または配偶者の老後の生活資金のためのものであること)、拠出時に所得控除を認めるべきである、というものである(『日経連タイムス』八八年一〇月一四日付)。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---